広　報　資　料
令和７年５月13日
新 宮 警 察 署

感謝状の贈呈について（ＳＮＳ型ロマンス詐欺被害の未然防止）

１　概要
ＳＮＳ型ロマンス詐欺被害を未然に防止した銀行に対し、新宮警察署長から感謝状を贈呈します。

２　開催日時
令和７年５月23日(金)　午前10時から

３　開催場所
新宮警察署３階大会議室

４　被贈呈者
⑴　株式会社紀陽銀行　勝浦支店　様
（代表者　勝浦支店　支店長　　松窪　紀行（まつくぼ　のりゆき）さん　男性
⑵　株式会社三十三銀行　新宮支店兼勝浦支店　様
（代表者　新宮支店兼勝浦支店　支店長　　山下　秀典（やました　ひでのり）さん　男性
株式会社三十三銀行　新宮支店兼勝浦支店
副支店長　小川　靖人（おがわ　やすと）さん　男性
株式会社三十三銀行　新宮支店兼勝浦支店
米地　糸恵（よねじ　いとえ）さん　女性

５　功労の内容
⑴　株式会社紀陽銀行勝浦支店
令和７年４月16日午後１時ころ、被害者が現金50万円を手に持ち紀陽銀行勝浦支店に来店し、窓口対応者に対して「このお金を振り込みしたい」旨申し立てたことから、同窓口対応者が振り込み目的等を確認したところ「ＳＮＳで知り合った男が怪我をしたので治療費を振り込みたい」旨申し立てた。
被害者の申立内容から、詐欺を看破した窓口対応者が上司である業務課長へと報告の上、同課長が継続して被害者に詐欺の可能性を説明するとともに警察に通報し、詐欺被害を未然に防止した。
⑵　株式会社三十三銀行新宮支店兼勝浦支店
令和７年４月16日午前９時30分ころ、被害者が三十三銀行新宮支店兼勝浦支店に来店し、窓口対応者の米地さんに対して「ＡＴＭ機で振り込みができない」旨申し立てたことから、米地さんが振り込み目的等を確認したところ「ＳＮＳで知り合った者に現金を送金したい」旨申し立てた。
被害者の申立内容から、詐欺を看破した米地さんが上司である副支店長の小川さんとともに警察へ相談するよう説得するも被害者は納得せず、さらに被害者は説得中にも関わらず被疑者とＬＩＮＥのやりとりをしながら他の金融機関へ向かおうとしたことから、小川さんが警察に通報し、詐欺被害を未然に防止した。

６　その他
当日の取材は５分前までにお越し下さい。